

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通協議会において
協議が調っていることの証明書

令和7年11月7日付け所沢市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

柳瀬地区ところワゴン

日比田ルート、南永井ルート、本郷ルート、坂之下・城ルート
(運行事業者：西武ハイヤー株式会社)

富岡地区ところワゴン

ネオポリスルート、北岩岡ルート、多聞院ルート、並木通り団地経由ルート
(運行事業者：西武ハイヤー株式会社)

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

別添の運行系統図のとおり

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年3月1日から実施

令和7年11月7日

所沢市地域公共交通協議会

会長 尾崎 晴男